明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三条に次の七項を加える。

4　法第十条第三項第二号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第十一条第一項に規定するたばこ税の税率、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の五（たばこ税の税率）に規定するたばこ税の税率及び同法第四百六十八条（たばこ税の税率）に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5　法第十条第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6　法第十条第三項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号ロ(1)又は(2)に定める金額に三十分の七十を乗じて計算した金額とする。

7　法第十条第三項第二号ロ(1)に掲げる加熱式たばこの製造者が消費者に販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合における同号ロに定める金額は、同号ロの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者が消費者に販売する目的で移出する場合の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（法第十条第三項第二号イに規定する消費税等相当額を除く。）

二　前号に掲げる金額に前項に規定する割合を乗じて計算した金額

8　保税地域から引き取られる加熱式たばこに係る法第十条第三項第二号ロ(2)に規定する関税の額に相当する金額は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十三条の四（端数計算）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百十九条第一項（国税の確定金額の端数計算等）の規定を適用しないで計算した場合における関税の額に相当する金額によるものとし、当該金額には、当該加熱式たばこが関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の法律の規定により関税を軽減され、又は免除される場合には、当該軽減され、又は免除された関税（関税定率法第十四条第十号若しくは第十四号（無条件免税）の規定により免除され、又は同法第十四条の二（再輸入減税）の規定により軽減された関税を除く。）の額に相当する金額を、当該加熱式たばこが関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定の適用を受けるものである場合には、当該加熱式たばこが同項の承認の時に輸入されたものとして計算した関税の額に相当する金額を含むものとする。

9　第四項から第七項までの計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第十条第三項第二号イに定める金額、同号ロ(1)及び(2)に定める金額、第四項の規定により計算した金額、第六項の規定により計算した金額並びに第七項各号に掲げる金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10　法第十条第三項第二号ロ(1)に掲げる加熱式たばこの製造者が販売する目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した時において当該加熱式たばこの対価たる金額が確定していない場合、当該製造者が販売以外の目的で当該加熱式たばこを製造場から移出した場合その他第七項に規定する場合以外の場合における同号ロに定める金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第四条第二項中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第二号中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、「証する書類」の下に「（次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。）」を加え、「同号イ」を「前号イ」に改め、同条第三項第三号及び第四項第三号中「又は法」を「又は」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第四条の二　法第十二条の二第一項に規定する製造たばこ製造者は、当該製造たばこにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを移入した者とが同一である場合　前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項並びに当該製造たばこを移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2　法第十二条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出をする製造場の所在地及び名称

三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該製造たばこを継続して移入する場所であることの事実

四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五　当該製造たばこの区分

六　移出の理由又は目的

七　申請の理由

八　その他参考となるべき事項

3　法第十二条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　当該移入する場所の所在地及び名称並びに当該場所が当該製造たばこを継続して移入する場所であることの事実

三　当該製造たばこの区分

四　移入の理由又は目的

五　移出者の住所及び氏名又は名称

六　移出をする製造場の所在地及び名称

七　申請の理由

八　その他参考となるべき事項

4　税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第十二条の二第一項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。

5　税務署長は、法第十二条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6　法第十二条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該承認に係る製造場の所在地及び名称

三　当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又は名称

四　当該承認を受けた年月日

五　届出の理由

六　法第十二条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日

七　その他参考となるべき事項